

## 第 I 章 総則

### 第 1 条

1 本法に定める規定及び本法に基づき定められた規定の適用においては、以下の各号に掲げる用語は以下で付与された意味を有するものとする。

- a 主務大臣：オランダ福祉・厚生・文化大臣。
- b 首席調査官：精神保健担当医療首席調査官（*geneeskundige hoofdinspecteur voor geestelijke volksgezondheid*）。
- c 調査官：管轄権を有する精神保健調査官。
- d 精神疾患（*stoornis van de geestvermogens*）：精神能力の発達不良又は病的機能障害。
- e 精神疾患に罹患する（*gestoord zijn in zijn geestvermogens*）：精神能力の障害を有すること。
- f 危険（*gevaar*）：
  - 1° 危険をもたらす者自身に対する危険であって、以下のいずれかの形式又はその他の形式をとるもの。
    - a 対象者が自殺し又は重大な自傷を負う危険。
    - b 対象者が社会的に孤立する危険。
    - c 対象者が重大な自己放棄を行う危険。
    - d 対象者の行動が他者からの攻撃的反応を引き起こす危険。
  - 2° 危険をもたらす者以外の 1 人又は複数の者に対する危険であって、以下のいずれかの形式又はその他の形式をとるもの。
    - a 対象者が殺人を犯し、又は他者に重傷を負わせる危険。
    - b 他者の精神保健に対する危険。
    - c 対象者が保護責任を負う者に対し重大な放棄を行う危険。
  - 3° 人身又は財産の一般的安全に対する危険。
- g 配偶者：対象者から裁判により引き離されていない配偶者。
- h 精神科病院（*psychiatrisch ziekenhuis*）：主務大臣により精神科病院、高齢者介護施設又は精神障害者施設とみなされた、ケアの提供を目的とする施設又はその部門であって、精神疾患に罹患している者の治療、看護及び収容を行うとともに、第 VI 章第 1 節又は第 VIII 章に基づき入院又は入所した区分の者のケアにも適するもの。
- i 医師（*arts*）：オランダ国内で医業を営む資格を有する者。

- j 精神科医（psychiater）：精神科又は神経科の専門医としての資格を有する開業医。
- k 施設（instelling）：法人格を有する協会、財団法人又は機関であつて、その基本定款又は規則に従い、精神疾患に罹患した者の心理社会的又は社会精神医学的ケアの促進に従事するもの。
- l 仮収容（inbewaringstelling）：第 20 条に定める仮収容。
- m 患者のコンフィダント：
- a 精神科病院に勤務する者であつて、当該病院の経営陣及び職員から独立であり、当該病院の患者に対し、当該病院への当該患者の入院及び収容に関する事項について、依頼により支援及び助言を提供することができる者。
- b 治療を提供する職員から独立の者であつて、当該病院の患者に対し、条件付き命令に関する事項について、依頼により支援及び助言を提供することができる者。
- 2 本法に定める規定及び本法に基づき定められた規定の適用においては、対象者と永続的な共同世帯又は登録済みのドメスティック・パートナーシップを有する者は、配偶者と同じ権利及び権限を有するものとする。
- 3 本法に定める規定及び本法に基づき定められた規定の適用においては、医長には、医長職に就いていないが、精神科病院の全般的な医療上の運営を担当する医師も含まれるものとする。
- 4 本法の適用においては、裁判所とは、裁判所（組織）法第 49 条第 1 項に定める地方裁判所を意味するものとする。但し、未成年に関する事件の処理には少年審判担当裁判官が関与することを条件とする。
- 5 主務大臣は、中央政府、州又は自治体により運営される精神科病院に対する本法の適用の管轄機関とみなされる機関を定めることができる。

## 第 II 章 入院

### 第 1 節 仮命令

#### 第 2 条

- 1 裁判所は、検察官の申立により、精神疾患に罹患する者を精神科病院に入院させ留置する仮命令を発出することができる。対象者が既に精神科病院に任意入院している場合には、かかる命令は入院期間を延長させるものとみなす。
- 2 第 1 項に定める命令は、以下の各号の両方に該当すると裁判所が判断した場合に限り付与することができる。
- a 当該精神疾患が対象者自身にとっての危険に該当すること。
- b 当該危険を精神科病院以外の者又は施設の介入によって回避できないこと。

3 以下の各号のいずれかに該当する場合、精神科病院への入院及び精神科病院における留置には、第1項に定める命令を要するものとする。

- a 対象者が必要な意思を表示せず、且つ、12歳以上である場合。
- b 対象者に対して親権を共同行使する両親、若しくは対象者に対して単独で親権を行使する親、又は保護者（voogd/curator）が、入院及び収容を行うべきでないとの意見を有する場合。
- c 対象者に対して親権を共同行使する両親の当該問題に対する意見が相違する場合。

4 第1項第2文に定める状況下で、第3項の適用において、同項に定める対象者が任意留置を終了させることを希望する意思を表示した場合には、命令を要するものとする。但し、対象者がみずから指定する別の精神科病院で治療を継続することを希望する意思を表示し、且つ、当該病院が対象者を入院させる意思を有する場合を除く。

5 オランダ民法第1巻第453条は、第3項(a)号に定める必要な意思の表示には適用されない。

### 第3条

第2条第3項(a)号の規定にかかわらず、対象者が精神障害者施設又は高齢者介護施設への入院又は収容に対する異議を表明した場合には、対象者の入院及び収容には、第2条に定める命令を要するものとする。

### 第4条

1 以下の各号に定める者は、第2条に定める仮命令を求める請求を行う権限を有するものとする。

- a 配偶者。
- b 親の一方又は両方（但し、同意の有無にかかわらず、親権を剥奪されていないことを条件とする。）、及び親以外の未成年でない二親等以内の直系血族。
- c 対象者の保護者。

2 請求は、第7条に定める裁判所において、検察官に対し書面により行うものとする。

### 第5条

1 第4条に定める請求には、請求の作成に関して対象者を最近評価し、且つ、対象者の治療に関与していなかった精神科医による申告書を添えなければならない。第2条第4項に定める場合には、対象者が留置されている病院の医長により作成され、以下の各号に定める事項のいずれかが記載された申告書の提出を要するものとする。

- a 医長が対象者の治療に直接関与していなかった場合には、最近、当該請求の作成に関して、医長自身が対象者を評価し、又は治療に関与していなかった精神科医に評価させた旨。
- b 医長が対象者の治療に直接関与していた場合には、最近、当該請求の作成に関して、医長が治療に関与していなかった精神科医に対象者を評価させた旨。かかる医学的申告書には、対象者

の現状についての見解を記載するものとする。申告書の結論は正当と認められるものでなければならず、申告書には署名しなければならない。

2 第2条第4項に定める場合に、第2条第1項に定める仮命令の請求を行う目的で申告書が作成された場合には、対象者にその旨を通知しなければならない。

3 第1項第1文に定める精神科医は、可能であれば、対象者を治療する一般開業医及び精神科医と事前に協議するものとする。当該精神科医はかかる協議が行われていない場合は、その理由を申告書に記載するものとする。第2条第4項に定める場合には、対象者を評価する者は、対象者について担当の精神科医と協議するものとする。

4 対象者が未成年である場合は、民法第1巻第244条に定める登録簿への登録に関する証明書、又は当該未成年に関する登録が登録簿にない旨の地区裁判所書記官による陳述書も提出しなければならない。

5 対象者が被後見人とされている場合は、民法第1巻第391条に定める登録簿への登録に関する証明書も提出しなければならない。

6 対象者がメンタリングを受けている場合は、メンタリングを課す裁判所命令の写し及びメインターを指名する命令の写し一通ずつを、請求に添付しなければならない。

## 第6条

1 第4条に定める請求が行われた場合、検察官は仮命令の請求を提出するものとする。但し、当該請求に明らかに理由がない場合、又は同じ者に関する前回の請求が拒絶されてから1年を経過しておらず、且つ、今回の請求に新たな事実が提示されていない場合を除く。

2 第2条に定める場合に該当すると検察官が判断した場合には、第1項に基づき仮命令の申立を行う義務を負わない場合でも、検察官は申立を行うものとする。

3 申立に関する検察官の決定が、既に精神科病院に入院中の者に関するものである場合には、検察官はその決定を当該精神科病院の医長に書面により通知するものとする。

4 既に精神科病院に入院中の者に関する仮命令の請求は、可及的速やかに（但し、いかなる場合も、第5条第1項に定める医長による申告書が送付された日から2週間以内に）行うものとする。

5 第5条に定める文書及び（もしあれば）第4条に定める申立書は、仮命令の申立とともに提出するものとする。

## 第7条

1 管轄裁判所は、対象者の居住地の裁判所とし、又は、オランダ国内に居住地がない場合には、対象者が実際に居住している場所の裁判所とし、又は、第2条第4項に定める場合に申立が行われた場合には、対象者が入院している病院が所在する裁判所管轄区域の裁判所とする。

2 第2条第4項に定める場合において、第5条第1項に定める申告書が検察庁に送付された後に、対象者が別の裁判所管轄区域にある病院に移送された場合には、最初の事件に管轄権を有する検察官、又は（検察官による申立後は）最初の事件に管轄権を有する裁判所が、当該事件を引き

続き処理することを決定することができる。裁判所は、申立を他方の裁判所管轄区域に付託することもできる。

## 第8条

1 裁判所は、申立について決定を行う前に、申立の対象者の審問を行うものとする。但し、対象者が審問を受ける意思を有しないと裁判所が判断した場合を除く。対象者がオランダ国内に所在するが、裁判所に出頭することができない場合は、裁判官のうち1名が、裁判所書記官を伴って、対象者の居所で審問を行うものとする。対象者が既に精神科病院又は精神科病院以外の病院に入院中である場合には、当該病院は、裁判所書記官を伴う当該裁判官に対し、対象者の審問を当該病院にて行う機会を提供するものとする。対象者がオランダ国内に所在しない場合には、対象者の審問をオランダ国内で行うことができる時まで、当該申立に関する手続が延期されるものとする。

2 未成年、被後見人とされている者、又はメンタリングを受けている者は、かかる手続上、本法の下で行為能力を有するものとみなす。

3 裁判所は、対象者が異議を申し立てた場合を除き、対象者の弁護人を任命するものとする。刑事訴訟法第38条、第39条、第45条乃至第49条、第50条第1項及び第50条が適用されるものとする。

4 裁判所は、可能な限り、以下の各号に定める者に対し情報を請求するものとする。

a 第4条に定める請求を提出した者。

b 配偶者。

c 対象者を監護する者。

d 対象者に対して親権を行使する両親。

e 対象者の保護者又はメンター。

f 対象者の治療又はカウンセリングを行う施設又は精神科医。

g 第5条に定める申告書を作成した者。

5 裁判所は、第4条に定める血族の1人又は複数の者から情報を求めることができる。但し、かかる者が請求を提出していないことを条件とする。

6 裁判所は、専門家による鑑定を命じることができ、かかる専門家及びその他の証人を召喚することができるものとする。裁判所は、対象者が指名した専門家及び証人を召喚しなければならない。但し、かかる召喚を行わなくても対象者の利益が害されることはないとはないと裁判所が合理的に判断した場合を除く。指名された専門家又は証人を裁判所が召喚しない場合には、かかる決定の理由を裁判所の本命令に記載しなければならない。

7 裁判所が望ましいと判断した場合は、第4項a号及びg号に定める者に出頭を命じることができる。

8 裁判所が、第4条、第5条及び第6条に定める者のうち一人又は複数の者に対し、対象者の不在下で情報を請求する場合には、提供された情報の内容を対象者に通知しなければならない。

9 対象者又はその弁護人には、第4条、第5条及び第6条に定める者から提供された陳述及び情報に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

10 第6項の適用に関して雇用された証人及び専門家に関する費用は、国が負担するものとする。

#### 第8条 a

裁判所が行った審理の結果、当該場合の状況においては他の手段の方が適切であろうと裁判所が判断した場合には、裁判所はかかる判断を検察官に通知することができ、必要に応じ、後日治療を継続すべきことを決定することができる。

#### 第9条

1 裁判所は、可及的速やかに決定を行うものとする。仮命令の申立が既に精神科病院に入院中の者に関するものである場合には、申立が行われてから3週間以内に決定を行わなければならない。

2 書記官は、命令を認める命令書を以下の者に送付するものとする。

a 対象者。

b 対象者の弁護人。

c 親権を行使する両親、又は保護者若しくはメンター。

d 対象者の配偶者、又は対象者の監護者。

e 請求を提出した者（c号又はd号に定める者に該当しない場合）。

f 検察官。

3 裁判所が仮命令を認めない決定を行った場合には、書記官は、対象者のケアをする一般開業医、及び精神保健調査官に通知するものとする。

4 書記官が第3項に定める一般開業医及び精神保健調査官に対し通知を行うにあたっては、第5条に定める医学的申告書を添付するものとする。

5 仮命令の申立に関する決定については、上級裁判所に上訴することはできない。

#### 第10条

1 裁判所命令は、発出と同時に発効する。仮命令の発出日から2週間を経過した場合は、以後、仮命令を申し立てることはできない。

2 仮命令（第3条に定める命令を除く。）の発出日から1週間の経過後も、対象者が適切な精神科病院に入院していない場合には、検察官は、調査官と協議のうえ、適切な病院に対し対象者を入院させることを命令することができる。検察官は、当該病院の医長と協議するまでは、かかる命令を行ってはならない。当該病院は、対象者を入院させる義務を負うものとする。

3 対象者が精神科病院に入院する際は、第5条に定める医学的申告書を、当該病院に提出するものとする。

4 第48条及び第49条の規定にかかわらず、仮命令の有効期間は発出日から6ヵ月以内とする。

#### 第11条

対象者を入院させた精神科病院の医長は、命令を発出した裁判所書記官及び当該裁判所所属の検察官に対し、対象者を入院させた旨を可及的速やかに通知するものとする。

#### 第12条

1 当該書記官は、第11条に定める通知を受領し次第、仮命令が受諾された旨を、対象者が命令の規定に基づき入院した精神科病院の名称を明記のうえ、以下に掲げる者に通知するものとする。

a 第8条第4項b号乃至g号に掲げる者又は施設、及び対象者をケアする一般開業医。

b 当該精神科病院を管轄する調査官及び検察官。

2 当該書記官は、請求を受けた場合、仮命令が発出された旨（対象者が入院した精神科病院の名称及び住所を含む。）を、裁判所の審問を受けたその他の者及び施設（但し、第8条第4項a号に掲げる者を除く。）に通知するものとする。

#### 第13条

当該書記官は、請求を受けた場合、医長及び患者の治療を担当する者に対し、申立の処理にあたり裁判所が使用した情報に関する追加情報を提供するものとする。

#### 第14条

第4条に定める請求並びに第5条及び第14条a第4項に定める申告書に関しては、法務大臣の同意を得た主務大臣の勧告により作成された枢密院令に基づき、さらなる規則を定めるものとする。

##### 第1節 a 条件付き命令

##### 第14条 a

1 裁判所は、検察官からその旨の請求を受けた場合、精神疾患を有する12歳以上の者に対する条件付き命令を発出することができる。

2 条件付き命令は、以下の各号の両方に該当すると裁判所が判断した場合に限り、発出することができる。

a 対象者の精神疾患が危険の原因であること。

b 当該危険は、精神科病院（精神障害者施設又は高齢者介護施設ではないもの。）以外の場所で、一定の条件の賦課及び遵守によってのみ十分に管理できるものであること。

3 第4条は、対象者自身も条件付き命令の発出の請求を提出することができることを前提として、これを準用する。

4 条件付き命令を取得する目的で第4条に定める請求を行う場合には、当該請求の作成との関係で、対象者の評価を最近行い、且つ対象者の治療に関与していなかった精神科医による、対象者が精神疾患を有する旨及び第2項に定める場合に該当する旨が記載された申告書を添付しなければならない。当該申告書には、対象者の現状についての見解を記載するものとする。申告書の結論は正当と認められるものでなければならず、申告書には署名しなければならない。第5条第3項乃至第6項及び第6条乃至第8条aは、これを準用する。第9条は、裁判所書記官が条件付き命令書を調査官に送付することを前提として、これを準用する。第10条第1項第1文は、これを準用する。

5 裁判所は、対象者を担当する精神科医（以下、治療提供者という。）が対象者と協議のうえ作成した治療計画を必ず審査のうえ、条件付き命令を発出するものとする。治療計画には、危険を管理するために用いる治療方法を記載しなければならない。また、治療提供者が精神科病院外で危険を管理する方法も記載しなければならない。第38条第2項第1文は、これを準用する。第38条第1項に定める治療計画に関する第38条第3項の規定は、本項に定める治療計画に準用するものとする。治療計画には、命令に付された条件を対象者が遵守しなかった場合、又は条件の遵守状況からみて精神科病院外では危険を十分に管理することができなくなった場合に対象者を入院させる意思を有する精神科病院の名称を記載しなければならない。

6 条件付き命令に付す条件の一つは、裁判所に提出された治療計画に記載された治療提供者による治療を対象者が遵守することとする。

7 裁判所は、対象者の行動が精神疾患に起因する危険に影響を及ぼす傾向がある場合には、対象者の行動に関する追加条件を条件付き命令に付すことができる。但し、かかる条件は、対象者の宗教的、道徳的又は政治的自由を損なうものであってはならない。

8 裁判所は、命令に付された条件を遵守する意思を対象者が表示した場合に限り、第1項の規定を適用するものとする。

9 対象者は、条件付き命令が発効した時から、患者のコンフィダントから助言及び支援を受けることができるものとする。

10 治療提供者は、本法に基づく対象者の権利の概要書が可及的速やかに対象者に交付されること、及び本法に関する対象者の地位の口頭による説明を対象者が受けることを確保するものとする。

#### 第14条b

1 治療提供者は、対象者の同意を得て、治療計画を変更することができる。かかる場合は、修正後の治療計画の写しを、条件付き命令を発出した裁判所及び当該裁判所に係る検察官に、直ちに送付するものとする。

2 第37条第1項第3文並びに第56条第1項a号乃至c号、第2項b号及びc号、第3項及び第5項の規定、並びに第37条第4項及び第56条第4項に基づき定められた患者ファイルに関する規定は、これを準用する。

3 対象者又は治療提供者は、命令の条件の変更又は別の治療提供者の任命を裁判所に申し立てることを検察官に請求することができる。かかる請求は書面で行わなければならない。

4 検察官は、かかる請求を受けた場合、遅滞なく裁判所にその旨の申立を行うものとする。



5 裁判所は、検察官からの申立に応じて、命令の条件を変更し、又は別の治療提供者を任命することができる。第8条及び第14条a第6項乃至第8項は、これを準用する。

#### 第14条c

1 第14条f及び第14条gの規定にかかわらず、条件付き命令の有効期間は、発出日から6ヵ月以内とする。

2 第14条f及び第14条gの規定にかかわらず、裁判所は、検察官からその旨の請求を受けた場合、新たな条件付き命令（但し、各命令の有効期間は1年以内とする。）を連続して発出することができる。

3 新たな条件付き命令は、対象者の精神疾患が既存の命令の有効期間を超えて存在し、対象者が対象者自身にとって危険であり、且つ、危険の管理に新たな条件付き命令の発出が必要であると、裁判所が判断した場合に限り、発出することができる。

4 第4条第1項に定める者又は治療提供者は、検察官に対し、既存の条件付き命令を発出した裁判所に新たな条件付き命令の発出を求める申立を行うことを求める請求を、書面により行うことができる。

5 第4項に定める請求には、当該請求の作成との関係で、対象者の評価を最近行い、且つ対象者の治療に関与していなかった精神科医による、第3項に定める場合に該当する旨の申告書を添付しなければならない。また、治療提供者は、対象者の現在の心身の状態に関する情報並びに対象者が受けている治療及びその効果に関する情報を提供しなければならない。

6 検察官が新たな条件付き命令の申立を裁判所に対して行う場合、当該申立は、既存の命令の有効期間が満了する6週間前から5週間前までの間に行うものとする。

7 第14条a及び第14条bは、これを準用する。

#### 第14条d

1 第14条a第5項に定める精神科病院の医長は、命令の条件の遵守状況からみて精神科病院以外で危険を管理することができなくなった場合には、対象者を当該病院に入院させるものとする。また、対象者が条件を遵守せず、又は入院を要求した場合には、入院させることができる。入院は、第14条a第5項に定める医長が事前に対象者にみずからの意見を述べる機会を与えるまで、又は対象者が治療に関与していない精神科医による評価を受け、且つ、当該精神科医が対象者の入院を承認する旨の申告書を治療提供者に提出するまでは、開始してはならない。

2 入院期間は条件付き命令の有効期間の残余期間を超えてはならないものとし、医長が入院の決定を行った時からは、条件付き命令を仮命令として取り扱う。医長は、対象者の入院を決定した時から4日以内に、当該決定の理由を付して当該決定を書面により対象者に通知するものとする。かかる通知の写しを、条件付き命令を発出した裁判所に係る検察官に送付するものとする。

3 第4条第1項に定める者は、医長に対し、第1項に定める手続を執ることを求める請求を行うことができる。

4 対象者が入院した場合、当該精神科病院の医長は、条件付き命令を発出した裁判所の書記官に通知するものとする。

5 第10条第2項及び第12条第1項は、これを準用する。

#### 第14条 e

1 対象者又は第4条第1項に定める者は、検察官に対し、医長の決定に関する決定を裁判所に求める申立を行うことを請求することができる。かかる請求は書面で行い、医長の決定の写しを添付しなければならない。第49条第6項は、これを準用する。

2 調査官は、その旨の請求を受けた場合には、医長の決定に対する調査官の意見を書面により検察官に通知するものとし、又は調査官の裁量により、かかる通知を行うことができる。

3 検察官は、適切な証拠書類が添付された上記の請求を受けた場合には、裁判所に決定を求める申立を可及的速やかに行うとともに、請求を提出した者に対し、申立を行った旨を通知するものとする。

4 第49条第7項及び第9項は、地方裁判所が請求を処理すべき旨の要件を除き、これを準用する。

#### 第14条 f

第14条 d 第1項は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、適用されない。

a 第14条 g 条第4項が適用されるか否かにかかわらず、第14条 g 第1項に定める申告書が提出された場合。

b 条件付き命令の有効期間が満了した場合。但し、当該条件付き命令の失効前に、これに連続する命令の発出の申立が行われ、当該申立が拒絶されず、失効もしていない場合を除く。

c 対象者の収容命令が発出された場合。

#### 第14条 g

1 第14条 f の b 号に定める場合に、対象者がもはや精神疾患に罹患しておらず、危険でもないと判断された場合、又は裁判所が第14条 g 第4項の申立に対し、そのように判断した場合には、治療提供者はその旨の陳述書を対象者に交付するものとする。第45条第1項の最後の文は、これを準用する。

2 第1項に定める陳述書は、対象者、第4条第1項に定めるいずれかの者、又は対象者が入院時以外の期間に居住する地域を管轄する調査官若しくは検察官が、治療提供者に対して請求することができる。

3 請求に対する決定は、調査官に通知しなければならない。第4項において、請求を受けてから2週間以内に決定がなされなかった場合は、請求が拒絶されたものとみなす。

4 請求が拒絶された場合、決定を受けた当事者は、裁判所に決定を求める申立を行うことを検察官に請求することができる。第14条 e 第1項第2文及び第2項乃至第4項並びに第49条第6項は、これを準用する。

#### 第1節 b 観察命令

#### 第14条 h[未発効]

- 1 裁判所は、検察官から請求を受けた場合に、対象者が精神疾患のため対象者自身にとって危険であると疑う十分な根拠が存在する場合には、対象者を精神科病院に入院させ留置することを義務づける観察命令を発出することができる。第2条第2項b号、第3項及び第5項は、これを準用する。
- 2 観察命令には、以下の各号の両方に該当することを確認する調査を行うことを定めるものとする。
  - a 対象者が精神疾患に罹患していること。
  - b かかる疾患のため、対象者が対象者自身にとって危険であること。
- 3 第48条及び第49条の規定にかかわらず、観察命令の有効期間は、対象者が精神科病院に入院した日から3週間以内とする。
- 4 第4条乃至第6条、第7条第1項、第8条、第9条第1項第1文、第2項乃至第5項、第10条第1項乃至第3項、及び第11条乃至第14条の規定は、かかる観察命令に準用する。但し、第5条に定める医学的申告書から、第1項に定める場合に該当することが明白でなければならない。
- 5 観察命令は、対象者に対し収容命令が発出された場合には、停止されるものとする。

#### 第14条 i[未発効]

- 1 検察官は、観察期間の有効期間中に、第5項に定める後継命令を申し立てることができる。調査の結果、対象者が精神疾患に罹患し、且つ、そのために危険が存在することが明らかになった場合、検察官は、後継命令の申立の提出に関する決定を遅滞なく行うものとする。
- 2 裁判所書記官は、かかる申立を受けた場合、観察命令に従って対象者が入院している精神科病院の医長に直ちに通知するものとする。
- 3 裁判所は、申立が行われてから2週間以内に決定を行うものとする。決定が行われるまでの間は、申立の日から最長2週間にわたり留置を延長することができる。
- 4 検察官は、第1項に定める後継命令の申立を行わないことに決定した場合には、観察命令に従って対象者が入院している精神科病院の医長に直ちに通知するものとする。
- 5 観察命令の後継命令とは、第2条に定める命令、第14条aに定める命令、又は第32条に定める命令とする。

#### 第2節 収容延長命令

#### 第15条

- 1 裁判所は、検察官から申立を受けた場合、仮命令に基づき精神科病院に収容されている者に対する収容延長命令を発出することができる。
- 2 収容延長命令は、以下の各号の両方に該当すると裁判所が判断した場合に限り、発出することができる。

a 対象者の精神疾患が、仮命令の失効後も継続し、且つ、その時点において対象者にとっての危険に引き続き該当すること。

b 当該危険を精神科病院以外の者又は施設の介入によって回避できないこと。

3 第2条第3項及び第4項並びに第4条は、最新の命令の失効後の精神科病院における対象者の収容延長に準用するものとする。

## 第16条

1 収容延長命令の申立には、対象者が入院している精神科病院の医長による申告書を添付しなければならない。かかる申告書は、第15条に定める場合に該当する旨を証明するものでなければならない。

2 第5条第1項第2文、第5条第3項第3文及び第14条は、医長が行う申告に準用する。

3 第6条第1項、第2項及び第3項は、検察官が行う申立に準用する。

4 検察官が行う申立には、第1項に定める申告書を添付しなければならない。かかる申告書には、第37条aに定める通知書を添付しなければならない。申告書には、第38条に定める治療計画も添付しなければならない。但し、申立の時点で治療計画がまだ作成されていない場合を除くものとし、かかる場合には、その旨及び治療計画がまだ作成されていない理由を説明する陳述書を、申告書に添付しなければならない。第38条第5項第3文の規定が適用される場合は、その旨の陳述書を申告書に添付し、理由を述べなければならない。治療計画がまだ作成されていない場合は、上記の申告書に、その旨及び治療計画がまだ作成されていない理由を説明する申告書を添付しなければならない。第38条第5条第3文が適用される場合は、その旨を上記の陳述書に記載し、理由を述べなければならない。

5 対象者が入院している病院の裁判所管轄区域の裁判所が管轄権を有するものとする。第7条第2項は、これを準用する。

## 第17条

1 検察官が収容延長命令を裁判所に申し立てる場合、当該申立は、既存の命令の有効期間が満了する6週間前から5週間前までの間に行うものとする。

2 裁判所は、申立が提出されてから4週間以内に決定を行うものとする。第8条、第8条a、第9条第2項乃至第5項、第12条、第13条及び第14条は、これを準用する。

3 第48条及び第49条の規定にかかわらず、第15条第1項に定める収容延長命令の有効期間は、発出の日から1年以内とする。

4 検察官からの申立が、精神障害者施設又は高齢者介護施設における収容延長命令に関するものである場合であって、第2条第2項に定める状況が引き続き存在すると予想される場合には、第48条及び第49条の規定にかかわらず、最長5年間の命令を付与することができる。

5 第3項に定める命令は、直ちに発効するものとする。

## 第18条

1 裁判所は、検察官から申立を受けた場合、収容延長命令に基づき精神科病院に収容されている者について、連続する新たな収容延長命令を付与することができる。

2 第15条第2項及び第3項、第16条並びに第17条は、これを準用する。

## 第19条

第2条、第15条及び第18条に定める司法命令に基づき、連続して5年以上精神科病院に収容されている者については、第48条及び第49条の規定にかかわらず、最長2年間の収容延長命令を発出することができる。

## 第3節 仮収容及び仮収容延長命令

### 第20条

1 市長は、第2項に定める場合には、当該自治体にいる者を、第27条の執行に必要な期間にわたり仮収容することを命令することができる。但し、対象者が12歳以上であり、且つ、精神科病院に入院するために必要な意思を表示しない場合、又は、第2条第3項及び第4項に定めるその他の場合の一つに該当する場合に限るものとする。市長は、第1文に定める権限の遂行を、市議員に委任することができる。

2 市長は、以下の各号のすべてに該当すると判断した場合に限り、第1項に定める仮収容を命令することができる。

a 対象者が危険に該当すること。

b 精神疾患が対象者の危険の原因であると考えられる十分な理由があること。

c 当該危険が差し迫っているため、本章第1節又は第1節bの申立を待つ時間がないこと。

d 当該危険を精神科病院以外の者又は施設の介入によって回避できないこと。

3 対象者には、第1項に定める命令の写しを交付するものとする。法務大臣との合意による内務大臣の勧告により作成された枢密院令に基づき、さらなる規則を定めるものとする。

4 市長は、第1項に基づき行った命令の執行を、精神疾患を有する者のケアに関する知識を有する1人又は複数の者の支援を受けて政策業務の遂行を担当する1人又は複数の職員に委任するものとする。かかる指名を受けた職員は、対象者が収容されている場所に立ち入ることができる。但し、かかる立入が、当該職員の職務の遂行に合理的に必要なであることを条件とする。

5 市長の指名を受けた者は、対象者自身又はその他の者にとって危険に該当するおそれのある物品を、対象者から取り上げることができる。この目的のため、かかる者は、対象者の着衣又は身体を捜索する権限を有するものとする。

6 第5項に従って対象者から取り上げた物品は、可能であれば、対象者とともに、入院先たる精神科病院に搬送するものとする。当該病院にて、当該物品の説明を記載した領収書を当該患者に発行するものとする。当該物品は、制定法の規定に違反しない限りにおいて、当該患者のために保管されるものとする。

7 対象者が精神科病院に入院した場合、市長の指名を受けた者は、第20条第1項に定める命令の写しを手渡すものとする。第2条第4項に定める場合に該当する場合を除き、第21条に定める医学的申告書の写しも交付するものとする。

## 第21条

1 精神科医（できれば患者を治療している精神科医ではない者）、又は精神科医がいない場合は精神科医以外の医師（できれば患者を治療している医師ではない者）が、第20条第2項に定める場合に該当する旨を、第2項及び第3項の規定に十分配慮して証明する申告書を提出するまでは、市長は仮収容を命令してはならない。

2 かかる申告を行う医師が精神科医ではない場合は、可能であれば、事前に精神科医（対象者が精神科医による治療を受けている場合は、できれば当該精神科医）に相談するものとし、申告を行う医師が当該患者の一般開業医ではない場合は、可能であれば、事前に当該一般開業医に相談するものとする。直前の文に定める相談が行われなかった場合には、申告を行う医師は、相談を行わなかった理由を述べるものとする。

3 可能であれば、医師は申告を行う前に対象者を診察するものとする。

4 前各項に定める医学的申告に関しては、法務大臣の同意を得た主務大臣の勧告により作成された枢密院令に基づき、さらなる規則を定めるものとする。

## 第22条

1 対象者が異議を申し立てた場合を除き、市長は、第20条第1項に定める命令が発出された時から、対象者が弁護人の支援を受けることを確保するものとする。刑事訴訟法第38条、第39条、第40条、第45条乃至第49条、第50条第1項及び第51条は、これを準用する。

2 第1項第1文の適用に関しては、法務大臣の同意を得た主務大臣の勧告により作成された枢密院令に基づき、さらなる規則を定めるものとする。

## 第23条

1 市長は、本節のその他の条の適用に関して受領した情報を、可及的速やかに、第20条第1項に定める命令に追加するものとする。

2 市長により発出された命令書、第21条に定める医学的申告書、及び作成された公式報告書の写しは、自治体の記録に5年間保管し、その後廃棄するものとする。かかる期間中に受領した対象患者に関する文書は、上記書類とともに保管するものとする。

3 第2項に定める個人記録集には、データ保護法が適用される。

4 当該命令が執行されなかった場合には、その理由を記載した記録を当該命令に添付するものとする。第2項は、これを準用する。

## 第24条

市長が命令を発出してから24時間以内に、適切な精神科病院が対象者を入院させていない場合には、市長は、当該自治体の所在地を管轄する調査官と協議のうえ、かかる病院の一つに対し対象者を入院させるよう命令することができる。当該病院は、対象者を入院させる義務を負うものとする。

## 第25条

1 市長は、当該自治体の所在地を管轄する調査官及び検察官に対し、市長による仮収容命令が電話又は口頭により直ちに通知されることを確保するものとする。通知の時点で対象者が収容されている病院が、第1文に基づき市長による通知を受けるべき調査官及び検察官の管轄外に所在する場合には、当該病院の所在地を管轄する調査官及び検察官にも第1文に基づく通知を行うものとする。

2 市長は、かかる命令を発出してから可及的速やかに（但し、いかなる場合も翌日（但し、土曜日、日曜日、又は期間制限の一般的延長に関する法律（General Extension of Time Limits Act）に定める一般に認められた休日を除く。）までに）、第1項に定める公務員に対し、仮収容命令書及び第21条に定める医学的申告書を書留郵便で送付するものとする。

## 第26条

対象者が入院した場合、市長は、第20条に基づき仮収容を命令したうへ対象者を病院に入院させた旨を、可能であれば、対象者の配偶者、法定代理人及び近親者に通知するものとする。

## 第27条

1 検察官は、第25条第2項に定める文書を受領し、第20条第2項に定める危険が存在すると判断した場合には、文書を受領した翌日（但し、土曜日、日曜日、又は期間制限の一般的延長に関する法律（官報1964、314）に定める一般に認められた休日を除く。）までに、対象者の仮収容延長命令を付与するよう裁判所に申し立てるものとする。検察官は、対象者が収容されている精神科病院の医長に対し、申立が行われた旨又は申立を行わないことに決定した旨を、書面により通知するものとする。

2 かかる申立には、第20条第1項に定める市長が発出した命令、及び第21条に定める医学的申告書を添付するものとする。第5条第4項及び第5項は、これを準用する。

3 管轄地方裁判所は、患者が入院している病院を管轄する裁判所とする。第7条第2項は、これを準用する。

## 第 28 条

- 1 発出された収容命令の対象者は、当該命令の発出において市長が違法行為を行ったと判断した場合には、裁判所に損害賠償の申立を行うことができる。
- 2 かかる申立は、民事訴訟法第 282 条第 4 項に定める防衛的抗弁書において、若しくは対象者の事件の審問の際に裁判所に対して行われる申立において、又は、命令が発出されてから 6 週間以内に検察官が第 27 条第 1 項に定める申立を行わなかった場合には、別途の申立において、独立の申立の形で行うことができる。
- 3 かかる申立が、対象者の事件の審問の際に裁判所に対して行われる申立において行われた場合は、民事訴訟法第 282 条第 4 項を準用する。

## 第 29 条

- 1 第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項は、裁判所による事件の処理に準用するものとする。
- 2 裁判所は、可能であれば、対象者をよく知る者、第 21 条に定める医学的申告書を発行した医師、及び対象者のカウンセリングを行った機関又は精神科医に対し、情報を請求するものとする。第 8 条第 6 項第 1 文、第 7 項、第 8 項、第 9 項及び第 10 項は、これを準用する。
- 3 裁判所は、申立が提出されてから 3 日以内に決定を行うものとする。直前の文に定める期間には、期間制限の一般的延長に関する法律が適用されるものとする。
- 4 第 9 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項は、これを準用する。仮収容延長命令の申立が行われた時点で、対象者がまだ精神科病院に入院していない場合には、第 11 条及び第 12 条第 1 項を準用するものとする。
- 5 仮収容延長命令及びその申立には、通常の法的救済手段は適用されないものとする。

## 第 30 条

第 48 条及び第 49 条の規定にかかわらず、仮収容延長命令の有効期間は、発出日から 3 週間とする。

## 第 31 条

- 1 第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 8 条乃至第 13 条、第 14 条 a 乃至第 14 条 c 並びに第 16 条は、第 27 条第 1 項に定める仮収容延長命令に基づき病院に収容される者に準用するものとする。
- 2 かかる命令の申立は、最新の命令の失効前に行うものとする。

## 第 4 節 患者の請求による司法命令

## 第 32 条



1 裁判所は、検察官からの申立に応じ、精神疾患に罹患しており且つその治療を精神科病院で受ける意思を有する者を、たとえ対象者が命令の有効期間中にその意思を撤回したとしても精神科病院に入院させ又は留置する命令を、発出することができる。

2 第1項に定める命令は、以下の各号の両方に該当すると裁判所が判断した場合に限り、発出することができる。

a 対象者が危険に該当すること。

b 当該危険を精神科病院以外の者又は施設の介入によって回避できないこと。

3 第1項に定める命令は、第5項に定める場合を除き、対象者の請求により申立が行われた場合に限り付与することができる。

4 第3項に定める申立は、未成年者、被後見人とされている者、又はメンタリングを受けている者が行うことができる。但し、かかる者が自己の立場を理解する合理的能力を有することを条件とする。かかる者は、かかる手続においては、本法の下で行為能力を有するものとみなす。

5 第3項に定める請求は、未成年又は被後見人である者を代理して、これらの者に対し親権を行使する親の一方若しくは両方、又は保護者若しくはメンターが行うことができる。但し、これについて対象者が許可を与えた場合に限る。

### 第33条

1 請求は、第7条第1項に基づき管轄権を有するとみなされる裁判所の検察官に書面で提出しなければならない。

2 請求には、対象者が入院又は収容を求める精神科病院の名称を記載しなければならない。

3 請求には以下の各号に定める書類のすべてを添付しなければならない。

a 請求に名称が記載された精神科病院に所属する精神科医の申告書であつて、入院を求める者、又は入院を求める許可を与えた者が、精神疾患に罹患していること、並びに第32条第2項a号及びb号に定める場合に該当することを証明するもの。

b a号に定める精神科医が対象者と協議のうえ作成した治療計画。

4 申告書は、請求の7日前以降に作成されたものでなければならず、且つ、精神科医及び対象者の署名が記載されていなければならない。申告書には、その理由を記載しなければならない。

5 治療計画は、請求の7日前以降に作成されたものでなければならず、且つ、精神科医及び対象者の署名が記載されていなければならない。

6 第6条第1項は、これを準用する。

7 第8条、第8条a及び第11条乃至第14条は、申立の裁判所による処理に準用する。

## 第34条

- 1 第48条及び第49条の規定にかかわらず、第32条に定める患者の請求による命令は、裁判所の定める期間について発出されるものとし、その期間は6ヵ月以上1年未満とし、発出日に発効する。
- 2 裁判所は、可及的速やかに決定を行うものとする。
- 3 第2条乃至第19条は、第32条に定める命令に基づき精神科病院に収容された者について、当該命令が失効した場合に準用するものとする。

## 第5節 補償

### 第35条

- 1 本章に定める命令又は第49条第3項若しくは第10項に定める退院許可命令の申立が行われた者が、裁判所又は検察官による本章又は第49条の一又はそれ以上の規定の不遵守により不利益を被った場合、裁判所は、対象者から請求を受けた場合には、公正に算定された補償を国の費用負担により与えるものとする。
- 2 かかる請求は、民事訴訟法第282条第4項に定める申立に対する抗弁書、又は対象者が審問を受けた際に提出した申立、又は対象者がその請求に係る規則違反を知り得たと合理的に判断される日から3ヵ月以内に提出された別個の申立、又は、当該違反に関する停止の上訴が正式に登録された場合には、最高裁判所による決定の発出日から6週間以内に提出された別個の申立により、提出することができる。
- 3 第2項に定める請求は、民事訴訟法第282条第4項が適用される限りにおいて、別個の請求として取り扱われるものとする。

### 第35条 a[未発効]

第38条第5項第3文及び第4文、第39条並びに第40条は、観察命令に基づき精神科病院に入院した者には適用されないものとする。

## 第III章 強制収容される患者の権利

### 第36条

- 1 精神科病院の理事会は、第II章に基づく患者の入院後、可及的速やかに、当該患者の配偶者、法定代理人及び近親者に対し、当該病院において当該患者の治療を担当する特定の医師又はその他の者を書面により通知することを確保するものとする。
- 2 既に入院中であって、第II章第2節又は第4節に基づく決定を受けた患者に対し、司法命令が発出された場合には、第1項を可及的速やかに執行するものとする。

3 第II章の適用を受ける者からは、入院の際又はその後、対象者自身にとって危険に該当する物品又は病院の秩序維持を脅かす物品を取り上げることができる。この目的のため、当該患者の着衣又は身体を捜索することができる。

4 前項に定める物品を患者から取り上げた場合は、当該物品の説明を記載した領収書を患者に発行するものとする。当該物品は、制定法の規定に違反しない限りにおいて、当該患者のために保管されるものとする。

### 第37条

1 精神科病院の理事会は、第II章の適用を受けた患者の入院後、可及的速やかに、当該患者、その配偶者、法定代理人及び近親者に対し、当該病院に適用される院内規則及び本法に基づく患者の権利の概要書を交付することを確保するものとする。直前の文に定める概要書には、第41条第1項に定める申立を提出する際の病院理事会の連絡先住所を記載しなければならない。患者には、患者の治療に関する情報が、患者のために作成される患者医療記録に記載される旨を、書面で通知するものとする。第36条第2項は、これを準用する。

2 第II章第3節が既に精神科病院に入院中の患者に適用された場合、理事会は、対象者、その配偶者、法定代理人及び近親者に対し、市長の命令の発出後、可及的速やかに、又は患者の入院後可及的速やかに、市長の命令の写しが交付されることを確保するものとする。

3 対象者の治療を担当する者は、患者に対し当該治療の口頭による説明がなされることを確保するものとする。

4 第1項の規定に関しては、枢密院令によりさらなる規則を定めるものとする。かかる規則には、少なくとも、同項に定める院内規則及び患者医療記録が満たすべき最低要件が含まれるものとする。

### 第37条a

医長は、患者の心身の状態、行われた治療及びその効果を記載した記録が保管されることを確保するものとする。かかる記録は、患者の状態の進展に関する正しい認識が得られるような方法で、十分な周期性をもって更新するものとする。

### 第38条

1 医長は、第II章の適用を受けた患者の入院後、可及的速やかに、当該患者の治療を担当する者が、患者と協議のうえ、治療計画を作成することを確保するものとする。第36条第2項は、これを準用する。

2 治療担当者は、治療計画の作成に先立ち、入院前に患者の治療又はカウンセリングを行った施設又は精神科医及び患者の一般開業医と協議するものとする。精神疾患のため、患者が治療案に関する意思決定を行うことができないと患者の治療担当者が判断した場合には、担当者は当該問題を患者の法定代理人と協議し、又は法定代理人が存在しない場合には、この目的のために患者か

ら書面による指示を受けた者と協議し、又はかかる者が存在せず、若しくはその任務を務めない場合には、患者の配偶者（但し、配偶者が協議を希望しない場合を除く。）と協議し、又は配偶者が存在しない場合には、患者の親、子若しくは兄弟姉妹（但し、これらの者が協議を希望しない場合を除く）と協議するものとする。但し、かかる協議が良質なケアと両立することを条件とする。

3 第1項に定める治療計画は、患者が病院に入院する意思を表示することなく入院する原因となった危険が除去される程度に、精神疾患を改善することに役立つものでなければならない。治療計画が満たすべき最低要件は、枢密院令により定められるものとする。各種区分の治療手段及び治療方法の適用の決定方法も、枢密院令によりさらに定めることができる。

4 第1項及び第2項に定める協議において、治療計画に関する合意に達することができないことが明らかになった場合には、患者の治療担当者はその旨を医長に通知するものとする。

5 治療計画に関する協議が調わない場合は、患者の治療を開始することができない。また、治療計画に関する協議により合意に達したが、患者が治療計画に反対し、又は、第2項第2文が適用される場合に、協議の目的で指名された者が治療計画に反対した場合にも、治療を開始することができない。但し、指名された者から必要な許可が得られても、患者が治療計画に反対する場合には、治療を開始することができない。前2文にかかわらず、患者の精神疾患に起因する患者又は他者に対する危険を回避するために絶対的に必要とされる場合には、提案又は合意された治療計画を開始することができる。第3文に定める治療の一環として行うことができない治療手段及び治療方法の区分については、枢密院令により定めることができる。

6 医長は、第5項第3文の適用により行われる治療を、治療の開始までに調査官に通知するものとする。かかる通知には、少なくとも、当該治療を開始する決定について責任を負う者及び決定の理由を記載するものとする。治療に対する患者の反対にもかかわらず治療が行われる場合には、医長は、第41条に定める規則を患者が利用することができることとみなされるかどうかを記載するものとする。上記に加え、医長は、治療が行われた旨を、治療の開始後可及的速やかに、第2項に定める者に通知するものとする。

7 第5項第3文の適用により行われた各治療の終了後、調査官は、当該治療を採用する決定及び当該治療の実施が相当の注意をもって行われたかどうかを判断するため、調査を開始するものとする。

## 第39条

1 第II章の適用を受ける者に対しては、第38条に定める治療計画の実施以外の治療手段又は治療方法を行ってはならない。但し、精神疾患のため病院に収容されている患者に起因する一時的な緊急事態に対処するために必要な場合を除く。

2 第1項に定める場合に行うことができる治療手段又は治療方法は、枢密院令により指定するものとする。かかる枢密院令には、当該治療方法を当該患者に対して行うことができる最長期間を定めるものとする。